

滋ト協第230号
令和2年8月1日

会 員 各 位

一般社団法人 滋賀県トラック協会
会 長 田 中 亨
(職印省略)

改正貨物自動車運送事業法に係る荷主企業への周知等について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に格別のご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。
ございます。

さて、この度の貨物自動車運送事業法の一部改正のうち「標準的な運賃の告示」
について、本年4月24日付けで国土交通大臣から告示されました。このことを受
け今後、全日本トラック協会から個別荷主企業に対してパンフレットを作成し配
付するなど周知徹底を図って行くこととしています。

また、「荷主対策の深度化」につきましても、荷主都合による長時間の荷待ち等
ドライバーが法令遵守できない状況が依然として多く見られることから、あわせ
て荷主企業への要請等を実施してまいります。「標準的な運賃の告示」及び「荷主
対策の深度化」に係る荷主企業への周知徹底要請は、全ト協の令和2年度事業計画
の最重点施策を踏まえて実施するものであります。

つきましては、この周知等必要な荷主企業を裏面の「荷主企業リスト」にご記入
いただき、誠に恐縮ではございますが8月13日(木)までにFAX(077-5
85-8015)にて、ご返送いただきますようお願い申し上げます。

なお、全ト協から郵送による荷主企業への周知等は状況を見て発送することと
しておりますのでよろしくお願い致します。

(問い合わせ)

滋賀県トラック協会(種村、大橋)

☎ 077-585-8080

改正貨物自動車運送事業法周知対象荷主企業リスト

(裏面)

No	荷主企業名 (支店、配送センター、工場等の場合は その名称もご記入ください)	郵便番号	住 所
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

◆可能な限り、本EXCELデータで送付をお願いいたします。

◆ご提供いただきました荷主名簿は当協会の責任において厳重に管理運用いたします。

(送付先) (一社) 滋賀県トラック協会 (担当: 大橋)

ohashi@shiga-ta.or.jp

FAX 077-585-8015